

## 別居後1か月での協議離婚ができた事例

## 離婚

## 事案の概要

40代 男性 会社員

相談者は仕事の取引先で知り合った女性と意気投合し、結婚しました。

しかし、同居生活開始後、**性格の不一致**などから両者は次第に不仲となり相談者は家を出て、妻と**別居**しました。

妻の方が交渉上手で、当事者だけの話し合いではうまくいきそうにないと不安を感じた相談者は、今後どのように離婚の手続きを進めればいいのか不安になり、担当弁護士に相談することになりました。

## 解決結果

相談者の希望は早期の離婚成立でした。

そして、そのためには相談者名義で契約している自宅に暮らしている妻を退去させることがまずは必要でした。

相手方の妻に対して、当職が受任した旨のお手紙（内容証明郵便）を送付し、妻との交渉を開始しました。

専業主婦であった妻には、自宅から退去しようにも新たに転居先を見つけるために必要な手元資金がないという事情もあったため、**相当額の引っ越し費用を提案することで、妻の理解を得ました。**

離婚協議書を取り交わし、着手後1月後には、自宅からの退去および離婚届の成立を完了することができました。

## 担当弁護士からひとこと

腰を据えてじっくりと法的主張を行うことで構わないのであれば離婚調停の申立を検討してもいい事案でした。

ただ、妻が専業主婦であり、相談者の年収が比較的高額だったため、離婚までの

期間が長引けば長引くほど、**離婚までの婚姻費用（生活費）**の持ち出しが膨らんでいくという事情もありました。

また、ご依頼頂いた時点では、法的な離婚事由（裁判で強制的に離婚を認めてもらえそうな事情）があるとはいいきれない事案でした。

もし離婚調停を申し立てた場合、その後の離婚裁判までを考慮すれば1年以上時間を要する可能性がありました。

上記事情を相談者にご説明し、早期の離婚を実現するには、**協議離婚の交渉を行ったうえで妻から離婚の同意を取り付けるべき事、そのためには相手方の現状も踏まえて相応の解決金（転居費用）を提案する必要があること**を理解していただきました。

そしてなんとか受任後1か月程度での離婚合意を得ることができました。